

質問第一号

建設省職員の定数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十月二十四日

片岡文重

参議院議長 佐藤 尚武殿

建設省職員の定数に関する質問主意書

政府は昭和二十六年十月五日の閣議において建設省職員の定数を七〇七名減員するよう決定した。然るに、現在定員法制定当時に比較して事業量は増加の一端を辿り、特に二十五年度以来予備隊建設工事の施行は定数の不足を著しく招来し、ために現在定数は一〇、八五〇名であるが、この他に全く職員と同じ勤務に服し長期雇傭を継続している「補助員」が、職員団体（全建設省労働組合）の調査によれば、約一三、〇〇〇名あり、当局調査でも九、九〇五名いるときいている。

なおその中六、〇〇三名は建設省当局が行つた準職員制度の実施に伴い十一月一日付を以つてほとんど職員と同じ待遇を受けることになつてゐる。

これらの事柄は明らかに定員の絶対不足を示すものであり、且つ政府がこれらの実態を無視して、準職員制度によつて当面を糊塗し、さらに七〇七名を減員するというのが如きは當を得ないものと考えられる。これら一連の事柄より次の諸点について解答をされたい。

一、地方建設局所管の公共事業費並びに一人当り予算消化額は、戦後毎年どれだけ増大しているか。

補正予算並びに来年度予算の見通しはどうか。

二、見返資金工事と予備隊建設工事を実施するに当り職員の定数に關しどう処置したか。

予備隊建設工事今後の予算的見通しはどうか。

三、建設省当局は營繕部六〇〇名の増加を大蔵省に要求したとのことであるがどうなつてゐるか。

また各地方建設局が協議検討の結果策定した定数はどうなつたか。

四、現在補助員は各地方建設局に何名あり、且つ身分の取扱いはどのようになつてゐるか。

五、七〇七名減員の根拠は何か。